

2017年2月

Contents

- 1 【マレーシア】マレーシアにおける為替管理制度について
- 2 【インド】リーニエンシー(制裁金減免)制度に関するインド競争委員会による初の制裁金減額の判断
- 3 【ブラジル】ブラジル競争法に関する直近の動き
- 4 【シンガポール】会社法等の改正案に関する意見公募
- 5 【韓国】代理店取引の公正化に関する法律の施行

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアジア・新興国プラクティス・グループでは、アジア及び新興国(ブラジル・ロシア・トルコ等)の法令規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

## 1. 【マレーシア】マレーシアにおける為替管理制度について

マレーシア中銀が、昨年12月2日に為替管理制度を変更(“Supplementary Notice on Foreign Exchange Administration Rules・Measure to Promote The Development of Malaysian Financial Market”)<sup>1</sup>した。これは12月5日に施行され、施行から2ヶ月以上が経過しその運用にもやや落ち着きが見られるところであるが、金曜日に告知されて翌週の月曜日から施行という突然の変更でもあり、金融機関や輸出業を営む日系企業の業務に大きな影響を与えている。

### 1. ポイント

今回の制度変更は、マレーシアの金融市場のさらなる発展と安定化の促進のため、為替リスクの管理の容易化、リング払いの決済の促進、そして、国内金融市場の深化と流動性を高めることを目的としている。

主なポイントとして、

- ① 居住者は、ライセンスを有する国内銀行にて、書面による証拠に基づかずに、600万リングを上限として、米ドル／リング、オフショア人民元／リングの為替ヘッジ取引を行ったり、ヘッジポジションを解除したりすることができる。

<sup>1</sup> 2016年12月15日付け“Frequently Asked Questions”(以下「FAQ」という。)なども参照。

- ② マレーシアに居住する輸出業者は、輸出代金の25%までを外貨で保有することができ、残りについてはライセンスを有する国内銀行にてリングに両替しなければならない。
  - ③ マレーシア国内で実施される取引につき、外貨ではなくリングを使用しなければならない。
  - ④ 新制度は、2016年12月5日から既に施行されている。
- といった点が挙げられる。

## 2. 解説

### (1)趣旨・概要

一般には、近時のリング下落を背景として、これ以上のリング安圧力を緩和するための処置であるとする見方がなされているところであるが、その効果が十分に上がっているか明らかでない面もある。

マレーシアには約1500社の日系企業が進出しているところ、半製品を輸入してマレーシア国内で組み立てて、日本や東南アジア等の第三国に輸出する製造業が多い。こうした製造業を営む日系企業や金融機関は、今回の改正によって、外貨による輸出代金の入金ごとに75%をリングに両替しなければならず、また、外貨をリングに両替する際の為替リスクや、新たに貿易用外貨口座の開設が必要となる等の負担も負うことになった。

以下、個別に内容を確認する。

### (2)為替リスクの管理の容易化

- i) 中銀に登録している非居住機関投資家は、原資産がリング建ての先物取引契約について、書面による証拠に基づかずに25%を上限に解除できる。また、リング建ての原資産について、その25%を上限にリングの先物売買を行うカレンシーオーバーレイ運用(為替の運用だけを他の機関に委託すること)を図ることも認められた(2項)。
- ii) 居住機関投資家についても同様に、外貨建ての先物取引契約について、その25%を上限に解除したり、カレンシーオーバーレイ運用を行ったりすることが認められた(3項)。
- iii) 居住者は、ライセンスを有する国内銀行にて、書面による証拠に基づかずに、600万リングを上限として、米ドル／リング、オフショア人民元／リングの為替ヘッジ取引を行ったり、ヘッジポジションを解除したりすることが認められた(4項)。600万リングを超過する場合には国内銀行による証拠の確認が必要となる。

### (3)リング払いの決済の促進

- i) ライセンスを有する国内銀行から任命され、中銀の承認を受けた非居住機関投資家は、非居住者として、預金取引時にリングの先物売買をしたり、帳簿への記録のためにリング口座を開設したりすることができる(6項)。
- ii) マレーシア国内で実施される財やサービスの取引においては、外貨ではなくリングを使用しなければならない(7項)。もっとも、国内居住者間での外貨建ての既存契約に基づく請求分については、猶予期間として2017年3月末までは外貨建てで決済することが認められている。そのため、新規契約や既存契約の更改分及び2017年4月以降に支払いがなされる分についてリングで決済しなければならないことになる。

### (4)国内金融市場の深化と流動性を高めるための新制度

マレーシアに居住する輸出業者は、各取引ごとに輸出代金の25%までを外貨で保有できる。残りはライセンスを有する国内銀行にてリングに両替しなければならない(8項)。この新制度は、商品の輸出に関して適用され、サービスの輸出代金に対しては適用されず(FAQ32)、25%以上の外貨保有を行うには、各企業が個別に中銀の承認を取得する必要がある。

既存の外貨建口座1(一般用)については、“Trade Foreign Currency Account”(以下「Trade FCA」という。)に、外貨建口座2(貿易・投資用)については“Investment Foreign Currency Account”(以下「Investment FCA」という。)

という専用の口座にそれぞれ置き換えられる(9項)。Trade FCAには輸出代金の25%のみ入金することができ、輸入決済、外貨借入れの返済のみに使用することができる。Trade FCAに入金できない外貨は、Investment FCAに入金されるが、こちらは支払いに関して制限はない。

リングに両替した輸出代金は、Special Deposit Facility と呼ばれる特別口座に入金され、年率3.25%が付与される。リングに両替した後、直ちに外貨に両替することができ、その際には銀行に対して同一レートを適用するよう求めることができる(FAQ37)。

この制度に対しては、各種団体が反対を唱えているところでもあり、制度がいつまで存続するかも含め、中銀からの発表等に対して引き続き注視する必要があるといえよう。

弁護士 神林 義之

## 2. 【インド】リーニエンシー(制裁金減免)制度に関するインド競争委員会による初の制裁金減額の判断

インドにおいて、2002年競争法(Competition Act, 2002)に基づくリーニエンシー制度(制裁の減免により競争法上の違反行為の申告を促す制度)の利用がなされた案件に対する初の制裁金の減額の判断を含む命令が、2017年1月18日付けで、インド競争委員会(Competition Commission of India)から出された(以下「本件命令」という。)

### 1. インドにおけるリーニエンシー制度の概要

インド競争委員会は、2002年競争法46条に基づき、カルテルについて、カルテルの当事者が競争総局による調査報告の前に違反事実を開示した場合に、当該当事者について制裁金を減免することができることとされている。これに関連して、2009年インド競争委員会(制裁緩和)規則(Competition Commission of India (Lesser Penalty) Regulations, 2009)(以下「リーニエンシー規則」という。)が2009年8月13日付けで公布され、同日施行されている。同規則は、制裁金が緩和されるために必要な手続き、開示の内容等について定めている。

この制度の下、インド競争委員会は、制裁金について、最初の申告者については制裁金の全額まで、二番目の申告者については50パーセントまで、三番目の申告者については30パーセントまでの金額の減額をすることができることとされている。

### 2. 本件命令の概要

本件の調査は、インドの中央調査局(Central Bureau of Investigation)が公務員による不正を調査する過程で発覚したカルテルの疑いが同局によってインド競争委員会に通告されたことで、インド競争委員会が調査を開始したものである。

同局が提供した情報には、インド鉄道(Indian Railways)とBharat Earth Movers Limitedが電子機器の調達に際して行った入札において、Pyramid Electronics(以下「Pyramid」という。)、R. Kanwar Electricals及びWestern Electric and Trading Companyの間で価格や供給量に関する情報が共有されたとみられるメールが含まれていた。入札において提示された価格はメールに記載されたものと同様であった。

これらの情報を踏まえて、CCI は、2014 年 6 月、調査を開始することを決定した。CCI は、2015 年 1 月 8 日、Pyramid に対して情報提供を要請し、Pyramid は情報提供に加えて、同年 3 月 10 日、リーニエンシー制度の利用を申請した。

インド競争委員会は、先述のメールのほか当事者間の通話記録、Pyramid から提供された情報などからカルテル、不正入札の存在を認定した。そのうえで、Pyramid はカルテル、不正入札の存在を認めた最初かつ唯一の当事者であり、Pyramid が提出した証拠は中央調査局が提供した証拠を補強し事案の解明に重要な役割を果たしたと認定した。また、Pyramid が提供した証拠や協力はインド競争委員会の調査を補強するものであったと評価した。

Pyramid による情報提供は既にインド競争委員会が不正入札の証拠を入手していた段階でなされたものであることから、インド競争委員会は制裁金全額の免除は認めなかったものの、Pyramid による協力や提供された情報の価値を考慮して、Pyramid に対する制裁金について 75%の減額を認めた。また、Pyramid がカルテルを形成するのに重要な役割を果たした個人についても責任を認め制裁金を課したが、その額も 75%減額された。

### 3. 本件命令の意義

制裁の減免により競争法上の違反行為の申告を促す制度は、一般にリーニエンシー制度と呼ばれ、欧米においては同様の制度が比較的古くから存在し、活用例も多く存在する。日本においても 2006 年 1 月施行の改正独占禁止法により導入されており、活用例も相当数に上っている。

これに対し、インドにおいては、同様の制度が 2009 年に施行されたにもかかわらず、最近までリーニエンシー制度は活発には利用されていなかった。

インドにおいてリーニエンシー制度が活発に利用されていない理由としては、まず、制裁金の減免にあたって、インド競争委員会の裁量が大い点が挙げられている。すなわち、リーニエンシー規則においては、インド競争委員会は同規則に規定された一定の要件を満たす場合に制裁金を減免することが「できる」とされているのみであり、これらの要件を満たしたとしても減免されるか否かはなおインド競争委員会の裁量に委ねられている。また、リーニエンシー規則 3 条 4 項は、インド競争委員会の制裁金の減免についての裁量は、申告者が開示した段階、インド競争委員会が既に保有していた証拠、申告者の提供した情報の内容、事案の全体的な事実・状況を勘案して判断することとしている。さらに、付与される減免の内容は、申告の順位によって制裁金の全額、50 パーセント、30 パーセントとされている(同規則 4 条)が、いずれもインド競争委員会が減免をすることができる上限として規定されており、実際のどの程度の制裁金の減免を得られるかは、申告者にとって事前に明らかなものとはなっていない。

このように法令の規定からは制裁金の減免が得られるのか、得られるとしてどの程度の額が減免されるのかが不透明であり、これまでにリーニエンシー制度が利用された前例もなかったため、インドにおけるリーニエンシー制度は、カルテルの当事者が申告を行うインセンティブとしての機能を十分に果たすことができていなかったものと思われる。

本件命令は、法人のみでなく個人についての制裁金も減免されうること、競争総局による調査が開始した後の申告でも大幅な減免を受け得ることを示した点で大きな意義があると考えられる。一方で、インド競争委員会は、この命令によって、第一位の申告者であっても制裁金の減免について全額の免除としない場合があること(すなわち、インド競争委員会が、法令上の減免に関する裁量権を実際に行使する場合があること)を明確にした。そのため、上記のリーニエンシー制度の利用が低調となっている原因を十分には排除しない可能性もあるものの、当局の立場が一定程度明らかになったことから、本件命令を受けて、リーニエンシー制度の利用を検討するケースもありうるものと思われる。今後のインドにおけるリーニエンシー制度の利用状況に影響を及ぼす可能性が高いものと考えられる。

弁護士 琴浦 諒  
[ryo.kotoura@amt-law.com](mailto:ryo.kotoura@amt-law.com)  
弁護士 大河内 亮  
[ryo.okochi@amt-law.com](mailto:ryo.okochi@amt-law.com)

### 3. 【ブラジル】ブラジル競争法に関する直近の動き

ブラジルの新競争法(2011年法律第12,529号)が施行されて、5年近くが経過した。

ブラジル競争法当局(Conselho Administrativo de Defesa Econômica)(以下「CADE」という。)は、依然活発な動きを示しており、多くの企業への調査を実施するとともに、カルテルに関与した者に対し多額の課徴金を課す(2016年の総額は約726百万リアル(約260億円))など日本企業に与える影響も大きい。

そこで、ブラジル競争法の直近の動きのうち、特に日本企業に影響が大きいと思われる点について、以下のとおり概説する。

#### 1. CADEによる調査対象となる国際カルテルの範囲

ブラジル競争法の対象とされるカルテルは、法文上、ブラジル経済に、直接間接を問わず、影響を与えるもの又はそのおそれのあるものとされており(第2条)、その定義は非常に広い。

実務上、CADEは、これらカルテルの全てではなく、そのうちの一定基準を満たすものについてのみ調査を行っていたが、この基準が不明確で予測可能性が低いという批判を受けていた。そこで、CADEは、昨年2016年8月から11月の間、過去の重要カルテル案件の検証を行い、調査対象とするか否かに関し、以下の1つ又は複数の基準を満たしているか否かを考慮することを明らかにした。

- ・ 当該カルテルが、ブラジル又はブラジルを含む南米諸国・ラテンアメリカ諸国を明確にその対象とするものか否か
- ・ 当該カルテルが、ブラジルを含む世界市場を対象とするものか否か
- ・ 当該カルテルの対象である製品等が、ブラジルに直接輸出されているものか否か
- ・ 当該カルテルの対象である製品等が、ブラジルへ輸出される最終製品の原材料として使用されているか否か

従って、この新基準を踏まえれば、カルテルが明確な地域的な範囲をもって合意され、これにブラジルが含まれておらず、かつ、当該カルテルの対象となる製品等がブラジルへ直接輸出されておらず、またブラジルへの輸出品の原材料として使用されていない場合には、仮にCADEの調査が開始されたときでも、CADEに対し、一定の反論が可能である。

なお、過去の前例において、国際カルテルがブラジル市場に対し影響を持つか否かの判断に関し、「(当事者にとって)予測可能であって、(ブラジル市場に)直接的かつ重要な影響を与える場合に限る」という見解が主張されたことがあったが、今回のCADEの発表では、当該主張は明確に否定されたうえで、当事者の予測可能性や「直接的な影響」の有無は要件ではなく、ブラジル市場に重要な影響を与える場合又はそのおそれがある場合であれば十分であると判示された。

#### 2. 「提携契約」の範囲に関する修正

競争法上の企業結合規制の対象となる典型的な取引としては、合併や株式取得が挙げられるが、ブラジル競争法の対象はより広く、それらと並び、一定の「提携契約」(contrato associativo)も、CADEによる事前審査の対象とされている(第90条第4項)。

この「提携契約」は、従前のCADE規則第10号(2015年1月施行)上は、2年以上継続し、かつ以下のいずれかの要件を満たす契約をいうものと定義されていた。

- ① 水平的結合の場合においては、当該契約の対象物に関し、合計市場シェアが20%以上となる契約
- ② 垂直的結合の場合においては、当該契約の対象物に関し、(a)契約当事者のひとつの市場シェアが30%以上であり、かつ(b)排他的契約又は損益を一定割合で分担する契約

これに対し、新しく発表された CADE 規則第 17 号(2016 年 10 月 18 日付承認・同年 11 月 24 日施行)は、上記定義を大きく変更した。

新規則上、「提携契約」とは、2 年以上継続する契約のうち、経済活動への関与を目的とした共同事業の構築であって、当該契約に関連する市場において競争関係にある当事者又は経済グループ(Economic Group)間において、損益を一定割合で分担するもの、と定義される。

なお、ここでいう「経済活動」は、規則第 17 号上、「市場における商品又はサービスの提供又は取得行為」と定義される。

新規則は、旧規則上の市場シェアに関する要件を撤廃し、垂直的結合の場合を対象から除外している。これは、「市場」をどう考えるかにより変わる「市場シェア」という不明確な基準を考慮する必要がなくなり、また定型的に市場における競争を阻害しないと思われる契約(特に垂直的結合の場面)が対象とされなくなったという意味で朗報であろう。

なお、2 年以上の継続という期間要件については従前と変更はなく、2 年未満の契約であっても、更新により 2 年の期間を超過する際には、CADE に対する届出が必要となる。

弁護士 福家 靖成  
[yasunari.fuke@amt-law.com](mailto:yasunari.fuke@amt-law.com)  
 弁護士 岩崎 大  
[dai.iwasaki@amt-law.com](mailto:dai.iwasaki@amt-law.com)

## 4. 【シンガポール】会社法等の改正案に関する意見公募

2016 年 12 月 27 日から 2017 年 1 月 13 日にかけて、シンガポール財務省及び会計・企業規制庁(ACRA)により、会社法(Companies Act)、有限責任事業組合法(Limited Liability Partnerships Act)及び会計士法(Accountants Act)の改正案(以下「本改正案」という。)に関する意見公募が行われた([https://www.acra.gov.sg/Public\\_Consultation\\_CA2017/](https://www.acra.gov.sg/Public_Consultation_CA2017/))。

本改正案の方向性は、大きく分けて以下の 2 つに分類することができる。

1. 会社及び有限責任事業組合の透明性の向上
2. 会社法上の手続に関する規制の緩和による円滑な事業運営の促進

以下では、これらの項目の概要を説明していく。なお、本改正案は、意見公募と並行して司法長官室(Attorney General's Chamber)のレビューを経る予定である。したがって、意見公募やレビューの結果次第で以下の内容が変更される可能性がある点につきご留意いただきたい。

### 1. 会社及び有限責任事業組合の透明性の向上

#### (1) 実質株主の登録簿の作成・保管について

本改正案では、シンガポールで登記がされている会社(上場会社・金融機関等を除く)及び有限責任事業組合(LLP)に対して、実質株主や実質的な保有者(controllers)を調査することを義務付け、同調査に基づき作成された登録簿の保管を求めることが提案されている。これは、「マネーロンダリングやテロ資金対策などに関

する国際組織の金融活動作業部会(FATF)」や OECD「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」が定める基準を踏まえたものである。

ここで実質株主の定義が問題となるが、本改正案では、ある会社について実質的な利害(significant interest)を有している者又は実質的な支配(significant control)を及ぼしている者を指すとされている。「実質的な利害を有している者」とは、ある会社の株式の 25%超を有していることといった要件を満たす者を指し、「実質的な支配を及ぼしている者」とは、ある会社の取締役の過半数の選解任権を有するといった要件を満たす者を指す。なお、詳細はまだ明らかではないものの、LLP の実質的な保有者についても会社の場合と同様の定義が設けられる予定である(その他有限責任事業組合法の改正案の詳細は、基本的には会社の場合と同様になる見込みであるという以外に本改正案からは明らかでない部分も多いため、以下の 2 つの段落では主として会社を想定して記載をしている。)

ある会社の実質株主にさらに実質株主がいる場合において、当該会社はどこまで遡って調査する必要があるかという点であるが、本改正案を前提とする限り、基本的には遡れるだけ遡って調査を行う必要があると考えられる。ただし、遡って調査をしていく過程で、別途本改正案に基づく登録簿を作成・保管する義務を負っているシンガポールの会社や当該義務が免除されている者(上場会社・金融機関等)に該当する実質株主が出てきた場合には、仮にその上の階層にさらに実質株主がいたとしても、当該会社はそれ以上遡って調査をする必要はないとされている。

なお、現時点では実質株主等の登録簿は、当局の要請があった場合に当局に対して提供する場合を除き、基本的には外部に公表することは禁じられている。また、本改正案には株主や債権者等による閲覧を想定した規定も存在しない。したがって、本改正案によりシンガポールの会社の実質株主が広く外部に公表されるわけではないと考えられる。他方、上記の禁止規定との関係で、会社がその意思に基づいて積極的に登録簿の開示を行うような場合に開示が認められるのかという点や例えば M&A のデューデリジェンスのような場面において、一般的に実質株主の存在を明らかにするといった行為をどのように考えるかといった点については、本改正案からは明らかではなく、最終的な改正内容やその後の実務の集積を待つ必要があると考えられる。

実質株主に係る登録簿の作成方法やその他の具体的な細則等につき、本改正案では、以下の事項が提案されている。

- ・ 会社・LLP は、実質株主と思われる者に対して通知をする等して、実質株主の把握をすること
- ・ 通知を受領した者は、当該会社の実質株主である場合には自身に関する情報(名称・住所等)を、そうでない場合には知っている情報を会社・LLP に提供すること
- ・ 会社・LLP は、実質株主に関する情報を受領してから 2 日以内に当該情報を登録簿に反映すること
- ・ 実質株主は自身に関する情報に変更がある場合には会社・LLP に通知すること
- ・ 会社・LLP は、ACRA に提出する年次報告書(annual return)において、実質株主の登録簿が最新のものであることを表明すること
- ・ シンガポールで登録している外国会社についても、通常のシンガポールの会社と同様株主についての登録簿の作成・保管を求めるとともに、実質株主の登録簿を作成・保管すること

## (2) 実質株主関連のその他の改正

その他、会社・LLP の透明性の向上という(1)と同様の趣旨から以下の改正項目も提案されている。

- ・ 清算人は、清算会社・LLP の記録を 5 年間保管すること(現行法は 2 年間)
- ・ 株主や債権者等により清算(wind up)が提案された場合において、早期に会社・LLP の記録の破棄を認める現行法の規定の廃止
- ・ 登記抹消(strike off)された会社・LLP の役員等は、財務及び実質株主に関する記録を 5 年間保管すること

- ・ シンガポールで登録している外国会社による無記名の株式(bearer shares)・新株予約権の発行及び譲渡の禁止(現行法では外国会社についてはこれらの行為が認められている)
- ・ 名目取締役及び LLP の名目役員(manager)は、名目(ノミニー)であることや任命者の情報を開示すること

また、上記の FATF 等の基準を踏まえ、本改正案の中には会計士法の改正の提案も含まれている。具体的には、マネーロンダリング対策やテロリストへの資金供与等に関連するガイドラインである「Ethics Pronouncement 200」への違反が会計士法上の罰則の対象となることを明確化することが提案されている。

## 2. 会社法上の手続の規制緩和による円滑な事業運営の促進

その他、本改正案では定時株主総会等の会社法上の手続に関連して以下の改正事項が提案されている。

### ① 定時株主総会の開催期限／年次報告書の提出期限の単純化

現行の会社法では定時株主総会の期限につき、前回の定時株主総会から 15 ヶ月以内(ただし、設立後最初の定時株主総会については設立から 18 ヶ月以内)に開催しなければならないものとされている。

これに対して、本改正案は定時株主総会の開催期限を分かりやすくする観点から、事業年度を基準とした考え方を採用し、上場会社については事業年度の末日から 4 ヶ月目の月の月末までに、その他の会社では事業年度の末日から 6 ヶ月目の月の月末までに開催することを提案している。また、これに伴い、事業年度の末日の変更に係る規律を厳格化することが提案されている(変更時の登録官(Registrar)への届出、遡及的な変更の禁止等)。

また、定時株主総会の開催期限に係る改正に併せて、年次報告書の提出期限も改正が提案されている。具体的には、上場会社については原則として株主総会の開催日の 5 ヶ月目の月の月末までに、その他の会社については当該開催日の 7 ヶ月目の月の月末までとするという提案になっている。

### ② 非公開会社における定時株主総会の開催の省略

現行の会社法では、非公開会社について、定時株主総会において全株主の承認があれば、同総会以降の定時株主総会の開催を省略することが認められているが、本改正案ではこのような省略ができる場合の拡大が提案されている。すなわち、全株主の承認がある場合に加えて、①財務書類が事業年度の末日から 5 ヶ月以内に株主に送付されており、かつ②事業年度の末日から 6 ヶ月目の日の 14 日前までに株主から定時株主総会の開催の希望がなければ定時株主総会の開催の省略を認めることが提案されている。

### ③ 社印の使用義務の軽減

現行の会社法では、証書(deed)等会社の一定の書類作成については社印(common seal)の押印が求められているが、本改正案ではこのような社印の使用を任意とすることが提案されている。

弁護士 前田 敦利  
[atsutoshi.maeda@amt-law.com](mailto:atsutoshi.maeda@amt-law.com)  
 弁護士 花水 康  
[ko.hanamizu@amt-law.com](mailto:ko.hanamizu@amt-law.com)  
 弁護士 中野 常道  
[tsunemichi.nakano@amt-law.com](mailto:tsunemichi.nakano@amt-law.com)



## 5. 【韓国】代理店取引の公正化に関する法律の施行

従前韓国においては、独占規制及び公正取引に関する法律(以下「公正取引法」という。)によって代理店関係が規律されていたが、供給業者が取引上の優越的な地位を濫用して不公正な取引行為を行う事態が社会的に大きな問題となり、公正取引法の規制だけでは実効的な規制ができないことを受けて、2015年12月に代理店取引の公正化に関する法律(以下「代理店法」という。)が制定され、2016年12月23日から施行された。

### 1. 適用取引

代理店法が適用される代理店取引とは、供給業者と代理店との間で、商品又は役務の再販売又は委託販売のために行われる取引として、一定期間の契約に基づいて反復的に行われる取引を意味する。そのため、代理店法は、商品や役務の販売にかかる各種取引関係に広く適用されることとなる。なお、代理店法は、施行後に供給業者と代理店の間で初めて締結し又は更新した契約から適用されることとされている。

### 2. 代理店契約書の作成義務

代理店契約は書面により締結されなければならない、以下の法定事項を記載したものでなくてはならない。

- ① 取引形態、取引品目及び期間に関する事項
- ② 納品方法、納品場所及び日時に関する事項
- ③ 商品代金の支払手段及び支払時期に関する事項
- ④ 商品の返品条件に関する事項
- ⑤ 営業の譲渡に関する事項
- ⑥ 契約解約の事由及び手続に関する事項
- ⑦ 販売奨励金の支払に関する事項
- ⑧ その他、代理店取引契約の当事者の権利・義務に関する事項であって、大統領令で定める事項

### 3. 代理店取引において禁止される不公正取引行為の明示

代理店法は、公正取引法の取引上の地位の濫用の禁止に基づいているが、代理店取引における不公正取引行為の禁止を以下のとおりより具体化したことにより、法規制の実効性が高まることが期待されている。

- ① 購入強制の禁止
- ② 経済的利益の提供強要の禁止
- ③ 販売目標の強制の禁止
- ④ 不利益提供の禁止
- ⑤ 経営活動干渉の禁止
- ⑥ 注文内訳の確認要請拒否又は回避の禁止
- ⑦ 報復措置の禁止

### 4. 損害賠償責任

今回の代理店法において実務に最も大きな影響を与えると思われるのが、新たな損害賠償制度の導入である。原則として、供給業者が代理店法の規定に故意又は過失によって違反することにより代理店に損害を及ぼした場

合には、代理店に生じた損害について賠償することとされているが、購入強制の禁止又は経済的利益の提供強要の禁止に違反した場合には、代理店の損害額の 3 倍以内で損害賠償責任が課せられることとされた。そのため、不公正取引行為の中でも特に上記二類型については法令遵守について慎重な対応が求められることとなろう。

弁護士 龍野 滋幹  
[shigeki.tatsuno@amt-law.com](mailto:shigeki.tatsuno@amt-law.com)

## ◆TOPICS◆

## 【お知らせ】

- ✂ 若林耕弁護士が下記セミナーについて講師を務めます。  
「《中堅・新興企業向け》中国ビジネス法務の最新動向と税務調査・不正会計の実態と対策」  
日時：2017年2月22日  
主催：AIU損害保険株式会社
  
- ✂ 吉井一浩弁護士、木村栄介弁護士が下記セミナーの講師を務めました。  
「外国籍公募・私募投資信託についての法務  
ーアジア地域ファンド・パスポートに係る協力覚書の概要を含むー」  
日時：2017年2月14日  
主催：FNコミュニケーションズ
  
- ✂ 森脇章弁護士が、下記の講演のオブザーバーを務めました。  
「他では聞けない、中国人に売るために必要なこと」  
日時：2017年1月25日  
主催：一般社団法人日中経済交流協会

## 【論文・著書】

- ✂ 小林英治弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。  
「ロシア進出企業における法務上の留意点」  
(「会社法務 A2Z」2017年2月号)
  
- ✂ 若林耕弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。  
「2017年も重要立法が相次ぐことが見込まれる中国」  
(月刊ザ・ローヤーズ 2017年1月号)

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。  
弁護士 花水 康([ko.hanamizu@amt-law.com](mailto:ko.hanamizu@amt-law.com))  
弁護士 龍野 滋幹([shigeki.tatsuno@amt-law.com](mailto:shigeki.tatsuno@amt-law.com))  
弁護士 福家 靖成([yasunari.fuke@amt-law.com](mailto:yasunari.fuke@amt-law.com))
  - 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、[asia-ec-newsletter@amt-law.com](mailto:asia-ec-newsletter@amt-law.com)までご連絡下さいますようお願いいたします。
  - 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins13.html>にてご覧いただけます。